

弘市政発第200号

平成26年 1月22日

弘前市自治基本条例市民検討委員会

委員長 佐藤三三様

弘前市長 葛西憲



「自治基本条例に関する事項（答申）」中間報告書に対する意見について

平成25年7月29日に提出があった「自治基本条例に関する事項（答申）」中間報告書（以下「中間報告書」という。）について、弘前市議会議員のご意見をお聞きするとともに、執行機関としての意見をまとめたので、それらを併せて下記のとおり提出します。

記

- 1 意見提出までの経緯 裏面のとおり
- 2 中間報告書に対する意見
 - (1) 弘前市議会議員のご意見 別紙1
 - (2) 執行機関の意見 別紙2

3 その他

別紙1には会議録概要を、別紙2には修正案を併せて記載しております。

(担当 市民文化スポーツ部市民協働政策課)

意見書提出までの経緯

1 弘前市議会議員のご意見

(1) 弘前市議会議員全員協議会（平成25年9月27日開催）

弘前市議会議員全員に対して、中間報告書の内容を説明し、その後の質疑応答の結果を執行機関においてまとめたものからご意見として抽出したもの（意見数 4件）

(2) 平成25年第4回弘前市議会定例会（同年11月～12月開催）一般質問

一般質問における質疑応答の結果を執行機関においてまとめたものからご意見として抽出したもの（意見数 12件）

2 執行機関の意見

(1) 弘前市自治基本条例庁内プロジェクトチームにおける検討

ア 庁内PTメンバーに対する意見照会（平成25年8月2日付け）

（回答数 73件）

イ 庁内PT会議における検討（会議開催回数 5回）

日 時	案 件
H25. 8. 28 (水) 10:00 ~ 11:50	執行機関の意見原案の作成
H25. 10. 3 (木) 9:00 ~ 12:05	同上
H25. 10. 28 (月) 13:00 ~ 16:30	同上
H25. 11. 13 (水) 13:00 ~ 15:35	執行機関の意見原案の確認
H25. 12. 25 (水) 13:00 ~ 15:40	執行機関の意見原案（追加）等の作成

ウ 執行機関の意見原案作成（意見数 24件）

(2) 執行機関の意見原案に対する意見照会（全庁的に実施）

（回答数 9件 ⇒ 意見数 3件）

中間報告書に対する意見
(弘前市議会議員のご意見)

※ 本意見の作成・文責 弘前市市民文化スポーツ部市民協働政策課

- 意見No.1 (議員)
- (1) 箇所 【2頁】Ⅱ 条例の題名、体系等 1 題名《方針》
- (2) 意見 「協働による」という修飾を付さず、「弘前市まちづくり基本条例」でも分かるのではないか。
- (3) 会議録概要 ① 5頁25
- 意見No.2 (議員)
- (1) 箇所 【9頁】Ⅲ 自治基本条例に盛り込むべき項目及びその内容 2 総則
(3) 条例の位置付け《方針》
- (2) 意見
条例の位置付けとして、自治基本条例の趣旨を尊重しなければならないとあるが、この点については、次のように考える。
ア 後法は前法に優位するという後法優位の原則があり、後で制定した条例が自治基本条例の内容に抵触している場合には、自治基本条例の内容が改廃されたことになるわけで、最高規範として規定することは不当である。
イ 条例の趣旨を尊重しなければならないということは、事実上、市議会議員の意見も拘束してしまうので、2箇所の尊重規定（住民投票及び条例の位置付け）を削除することで、全ては丸く収まると考える。
- (3) 会議録概要 ② 8頁25・26
- 意見No.3 (議員)
- (1) 箇所 【9頁】Ⅲ2(3) 条例の位置付け《方針》
（【25頁】Ⅲ5 まちづくりの仕組み (1) 行政運営 ア 総合計画＜解説＞）
- (2) 意見
中間報告書9頁のこの条例の位置付けで最高規範性ということは、総合計画の策定において、この条例には制約されず、尊重するということに留めようとしているのか、あるいは、この条例に基づいて、策定しようとしているのか、そこの位置付けが見えない感じがする。
また、中間報告書25頁の＜解説＞aで、市長の改選等に左右されないということとは、市長選挙の際のマニフェストは、この条例によって制約されてしまうのか、その辺も見えない。
- (3) 会議録概要 ① 6頁39・40

○ 意見No.4 (議員)

(1) 箇所 【11頁】Ⅲ2(5) 基本原則《方針》①

(2) 意見

協働という言葉は、聞き慣れない言葉である。

(3) 会議録概要 ③ 11頁16

○ 意見No.5 (議員)

(1) 箇所 【11頁】Ⅲ2(5) 基本原則《方針》①

(2) 意見

協働によりまちづくりを実施するときには、一部の人や団体だけの参加であれば、ごく一部の市民権ということになりかねないため、市民全般、広く市民を巻き込むことが重要であり、そのためにも条例の周知は、本当にお願ひしたいところである。

(3) 会議録概要 ③ 11頁23、12頁30

○ 意見No.6 (議員)

(1) 箇所 【13頁】Ⅲ3 主体とその役割等 (1) 主体《方針》ア① 市民

(2) 意見

市民とは、日本国籍を有する、ないしは、選挙権を有する弘前市民とはしておらず、その理由が何ら示されていない不明確なものであるため、中国人、韓国人のような外国人や国政問題等々で全国をまたにかけて反対運動の度に移動しているプロ市民であっても含まれてしまうが、まちづくりは、政治が関わっているのも、全ての人たちを含むわけにはいかない面がある。

その問題点を考慮しなければ、だいぶ問題のある自治基本条例になってしまいそうである。

(3) 会議録概要 ② 7頁2～4、8頁19・21

○ 意見No.7 (議員)

(1) 箇所 【13頁】Ⅲ3(1) 主体《方針》ア③ 子ども

【17頁】Ⅲ3(2) 主体の役割等 ウ 子どもの権利《方針》

(2) 意見

まちづくりの主体として、子どもも含まれており、子どもにまでまちづくりの義務を課すのかと大いなる不安を持つ。

(3) 会議録概要 ② 7頁1

○ 意見No.8 (議員)

(1) 箇所 【40頁】Ⅲ5(2) 住民投票《方針》

(2) 意見

住民投票について、中間報告書では、間接民主制を補完するものとして、市は実施できる、さらには、市民及び市は、その結果を尊重しなければならないとしているが、この点については、次のように考える(関連意見：意見No.2(2)イ)。

ア 憲法第93条で採用する間接民主制の建前や住民投票を限定的に認めている憲法第95条に違反するとともに、条例によって、地方自治法の範囲を逸脱して住民投票を認めようとする点でも無効なものである。

イ 住民投票を行ったとしても、一種の世論調査に過ぎず、憲法あるいは地方自治法上、その結果に法的拘束力を持たせることはできないものであり、中間報告書の内容は、法律上は拘束しないかもしれないが、市議会議員は、事実上それに拘束されるというのが大問題である。

(3) 会議録概要 ② 7頁8・9、8頁22・23

○ 意見No.9 (議員)

(1) 箇所 【45頁】Ⅲ6 この条例の実効性の確保《方針》

(2) 意見(関連意見：意見No.10(2)ウ)

この条例に関する審議会は、市長に対して意見を述べるができるという事実上のオンブズマン制を導入するに当たり、公募の委員だけであれば、民主的な正当性の確保は難しくなると思うので、委員の選任に当たっては、議会の承認を得るということを付け加えるべきであると思う。

(3) 会議録概要 ① 4頁2～4

○ 意見No.10 (議員)

(1) 箇所 【45頁】Ⅲ6 この条例の実効性の確保《方針》

(2) 意見

この条例の実効性を確保するために設置する審議会については、次のように考える。

ア 審議会の調査審議事項の内容及び必要と認めるときは市長に意見を述べるができるというものは、市議会の役割であり、この審議会は、市議会の役割をないがしろにするような、すごく強力な権限を持つものである。

イ 中間報告書の評価という項目で、行政当局は、この自治基本条例に基づいた行政運営がなされているかについて、自己評価するというような項目があり、この評価を議会にかければ、こういった第三者委員会を設ける必要がない。

ウ この審議会がどうしても必要なのであれば、市長以外で唯一、選挙を経て民主的な正当性を付与されている市議会に対して、その選任した委員の承認を得るという項目を盛り込んで欲しい。

エ ウのことができないのであれば、この項目は削除すべきではないかと思うくらい、運用の仕方によっては、危険性をはらんでいる項目であるため、今後、深い議論をして進めて欲しい。

(3) 会議録概要 ③ 12頁35・39、13頁42・48・49

弘前市議会議員全員協議会 会議録概要 ①			
案 件	自治基本条例に関する事項（答申）中間報告		
日 時	平成 25 年 9 月 27 日（金）11 時 20 分～12 時 10 分		
場 所	弘前市役所本庁舎 議場	傍聴者	2 人
出席者 (41 人)	市議会議員 (34 人)		
	執行機関 (7 人)	市長、副市長、市民文化スポーツ部長、市民協働政策課長、同課長補佐、 同課市民協働係長、同課主査	
	その他	—	
本概要の作成・文責	弘前市市民文化スポーツ部市民協働政策課		
会議概要			
1 自治基本条例に関する事項（答申）中間報告			
○開会（座長：市議会議員）			
○市長挨拶 （挨拶後、市長退席）			
○内容説明			
・事業の取組状況、今後のスケジュール（副市長説明）			
・中間報告の内容（市民文化スポーツ部長説明）			
○説明に対する発言（発言順に掲載。括弧書きの数字のみは、議員の質疑、意見等。）			
【議員 A】			
1	・6 項目目のこの条例の実効性の確保において、この条例に関する審議会その他合議制の機関というものを設け、その審議会は、この条例に関する事項について、必要があるときは、市長に意見を述べるができるとなっている。		
2	・これは、市政一般に関して、市長に対して提言等を言ったりすることができるということで、事実上のオンブズマン制の導入である。		
3	・非常に重大な事実上のオンブズマンを制定するに当たり、公募だけであれば、民主的な正当性の確保は難しくなると思う。		
(1)・4	・公募するのはいいが、監査委員等と同じように、選任に当たっては、議会に諮るべきだし、この条例に議会の承認を得るということをつけ加えるべきであると思うが、それについての認識は、どのようにあるのか。		
⇒(1) 応答	・ただ今の意見を市民検討委員会の方に伝えたいと思う。		
・5			
【議員 B】			
(2)・6	・今回の条例制定は、地方公共団体が独自に自治体運営の原則を具体化する条例を制定するという考えでよろしいのか。		
(3)・7	・日本国憲法第 9 4 条「法律の範囲内で条例を制定することができる。」という規定の条例を制定するという考えでいいのか。		
(4)・8	・これは、市民の条例であるため、分かり易くということで、協働のまちづくりについて、分かり易く説明を願いたい。		
(5)・9	・市が理想とする市民、議会、執行機関による協働のまちづくりについての考えを聞かせて欲しい。		
(6)・10	・当市が制定しようとするこの条例は、自治体内部のもろもろの制度に優越する最高性と、総合性とを基本の原則とするのかは、重要であるので教えて欲しい。		

- (7)・11 ・ 条例を生かす（この条例の実効性の確保）という規定は、どういう風なことを考えているのか、公募の委員を選んで、委員会の委員にしたから実効性があると言えるのかについて教えていただきたい。
- (8)・12 ・ 弘前市では、この条例で最も重視するものは何かお伺いをする。
- (9)・13 ・ 議会については、地方自治の二元代表制といっても、財政的な制約等、中々できないという声も、弘前市ではないが議会関係者からある中で、市議会の主体性を尊重するという基本姿勢についての考えをお伺いする。
- ⇒(2) (3) ・ 地方自治体には、憲法で条例を制定することができる権利が認められているので、それに基づいてこの条例は制定したいと考えている。
- 応答・14
- 同上・15 ・ それぞれの自治体における自治の基本に関することを定めた条例の制定が進んでいるので、それも参考にしながら、当市にとって一番いいものは何かということをも市民、議会、執行機関で相談をして作っていきたいと考えている。
- ⇒(4) (5) ・ 協働のまちづくりの協働とは何かという定義は、難しいかもしれない。
- 応答・16
- 同上 17 ・ 中間報告書において、協働の内容については、11頁の基本原則の方針①に、協働の原則という形で定めており、その内容がいわゆる協働を指すものという風に、今は理解している。
- ⇒(6) 応答 ・ この条例の最高性、総合性ということに関しては、今の時点では、私（市民文化スポーツ部長）の方からは、答えかねる段階である。
- ・ 18
- ⇒(7) 応答 ・ ただ単に、お題目としての条例ではなく、きちっとこの条例の実効性が保たれるようにしたいという市民検討委員会の思いが、こういう形での中間報告になったものと理解している。
- ・ 19
- ⇒(8) 応答 ・ 市民、議会、執行機関の協働によるまちづくりということを中心に据えて、当市のまちづくりを今後進めていきたい、そこがやはり重要な部分だと思っている。
- ・ 20
- ⇒(9) 応答 ・ 議会の意見をどう考えるのかについては、我々は、最大限尊重する必要があるものと思っている。
- ・ 21
- 同上・22 ・ なぜかと言えば、これは条例であるので、議会の皆様の理解を得て、可決をしていただくという必要があるため、そういうことでは、議会の意見を最大限重視してまいりたいと考えている。
- (10)・23 ・ この条例の最高性、総合性ということは、そこからきちんとやるということによるしいか。自治体の憲法であるということ。
- ⇒(10) 応答 ・ この条例は、自治体の憲法ということではなくて、条例を地方自治体が制定することに関しては、憲法の中で認められているということで、それを踏まえて、この条を制定するという趣旨での発言である。
- ・ 24
- 25 ・ 市民の方々との意見交換において、弘前市まちづくり基本条例でも分かるのではないかとということで、協働によるという修飾、飾り言葉はいらないという風に言われた。
- (11)・26 ・ 自治基本条例は、行政運営や自治体のルールを定めた最上位の条例ということによるしいのか、これは、中間報告に出されているものを議論する場合に極めて大事であることから、きちんと押さえておかなければいけないので（答弁を）お願いする。
- ⇒(11) 応答 ・ この条例の位置付けについては、中間報告書の9頁、(3) 条例の位置付けというところに3つ掲げており、要約をすれば、この条例は、まちづくりの基本として位置付ける。
- ・ 27
- 同上・28 ・ 市民等にあつては、この条例の趣旨を尊重するよう努め、議会と執行機関を併せ

た市にあっては、他の条例の制定改廃などにおいて、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

- 同上・29 ・そういう位置付けにすべきであるというのが、この中間報告の内容である。
- 30 ・この条例は、最高性か、総合性かということをはっきりしよう。
- (12)・31 ・この条例を基本原則とするということを議論するのであれば、最高性か、総合性かで違ってくるので、よろしく願います。
- ⇒(12)応答 ・今日は、中間報告の説明で、私どもが決めるという段階ではないので、皆様方から、議員としてはこう考えるということでお話をいただければと思っている。
- ・32
- 33 ・この内容を検討する前に、基本的なものを全議員が画一的に分らなければだめで、最高の条例を作ろうとしているときであるため、その前段が大事ではないかということでもどくどく言っている。
- 34 ・ともかく、分かりづらいところがあるが、最高性だと思って今後とも議論する。
- (13)・35 ・協働とか、学生がはたしていいのかなど色々あるので、この場が最終場面ではなく、我々（議員）が気付いたときに、担当の部長なり、課長なりのところへ行ってもよろしいか。
- ⇒(13)応答 ・今日（この場）が最初、いわば出発点であり、これから平成27年第1回定例会の議案としての条例案の提案に向けて1年半余りあるので、その間に、色んな形で意見交換をしたり、ご意見を伺う機会があると思っているので、よろしく願いたい。
- ・36

【議員C】

- 37 ・先ほど、議員の意見を尊重してとあったが、（中間報告書の）25頁には、総合計画では、議員は、委員として入るのは、好ましくないということをその他の意見として記載してある。
- 38 ・市の総合計画というものは、この条例に基づいて、立案計画していこうとしているのか、その辺が見えない。
- 39 ・（中間報告書の）9頁だが、最高規範性ということは、プログラムでこうしなさい、ただ、この条例には制約されず、尊重してくださいというだけに留めようとしているのか、あるいは、総合計画は、自治基本条例第何条に基づいて作るというそういう制約性を持たせないのか、そこの位置付けが見えない感じがする。
- 40 ・（中間報告書の）25頁だが、市長の改選に左右されないということは、市長が選挙に出るときのマニフェストは、この条例によって制約されて、その実現は難しいというように、そこまで条例に基づいて制約を掛けようとしているのか、この辺が見えない。
- 41 ・この条例の位置付けというものをどのように、総合計画なり、まちづくりというものを土台にしようとするのか、その辺の議論を今後、きっちりと位置付けを定めていきたいということをお願いして、答弁は知らない。

○閉会（座長：市議会議長）

平成 25 年第 4 回弘前市議会定例会 一般質問 会議録概要 ②	
質問件名 質問要旨	4 自治基本条例中間報告について。 (1) 中間報告に記載されている「市民」について。 (2) 中間報告に記載されている「住民投票」について。 (3) 自治基本条例の「法的性格」について。
日 時	平成 25 年 12 月 10 日 (火) 午後
場 所	弘前市役所本庁舎 議場
本概要の作成・文責	弘前市市民文化スポーツ部市民協働政策課
会議概要	
1	・中間報告では、まちづくりの主体として、議会や執行機関のほか、学生、子どもなども含まれており、子どもにまでまちづくりの義務を課すのかと大いなる不安を持つ。
2	・中間報告では、市民とは、市内に居住する全ての者ということだが、国籍を不問にしていることから、中国人や韓国人のような外国人も含まれる。
3	・選挙権を有する弘前市民としていないことから、様々な国政問題等々で全国をまたにかけて反対運動の度に移動している、いわゆるプロ市民であっても、その時だけ、弘前市内に居住していれば、弘前市民に含まれてしまう。
(1)・4	・中間報告は、市民とは、日本国籍を有する、ないしは、選挙権を有する弘前市民とはしておらず、その理由は何ら示されていない不明確なものだが、市民の定義の仕方について、妥当かつ適法なものと考えているのか。
5	・日本国憲法は、第 1 に、地方自治については、憲法第 9 3 条で、国政同様、議会制民主主義、すなわち、間接民主制を採用している。
6	・第 2 に、住民投票は、憲法第 9 5 条で、特別法の住民投票を認めるに過ぎない。
7	・第 3 に、憲法 9 4 条で、地方公共団体は、法律の範囲内で条例を定めることができると規定し、それを受け、地方自治法は、選挙権を有する者 5 0 分の 1 以上の連署をもって、条例の制定改廃を請求できると規定しているに過ぎない。
8	・中間報告では、住民投票は、間接民主制を補完するものとして、何らの法的根拠もなく、憲法の間接民主制の建前を変更し、憲法や地方自治法の規定を無視するかのよう、市は、住民投票を実施できるとし、さらには、市民及び市は、その結果を尊重しなければならないとしている。
(2)・9	・憲法第 9 3 条で採用する間接民主制の建前や住民投票を限定的に認めている憲法第 9 5 条に明らかに違反し、条例によって、地方自治法の範囲を逸脱して住民投票を認めようとする点でも、無効なものだと考えるが、どのような所見を持っているのか。
(3)・10	・中間報告書では、条例の位置付けとして、この自治基本条例の趣旨を尊重しなければならないとあるが、事実上、条例の憲法、すなわち、最高規範とする趣旨であると思われ、法律論としては、大問題を抱えた規定であるが、この点について、どのように考えるのか。
⇒(1) 応答 ・ 11	・市民の範囲を市内に居住する全ての者とした理由は、中間報告書に解説として記載しているが、住民自治は、そこに住んでいる人が幸せに暮らすために、自分たちが何をするのかというものであるためとしている。
同上・12	・市民の定義については、現在、中間報告書全体に関して、執行機関の意見としてまとめる作業をしており、その過程において意見を付すかどうか検討している段

- 階である。
- ⇒(2) 応答
・ 13
- ・ 中間報告書における住民投票の項目では、市は、住民投票ができるなど、3つに限って内容を定めているので、実際に住民投票を実施するに当たっては、案件に応じ、別に住民投票条例を制定する必要がある。
- 同上・ 14
- ・ 住民投票を自治基本条例に盛り込むべきとした理由は、解説に記載のとおり、自治基本条例になくても、住民投票は実施できるが、まちづくりにおいて、主体が意思表示をする最終手段と捉えて条例に明記することで、まちづくりの仕組みの1つとして位置付けるためとしている。
- 同上・ 15
- ・ 住民投票についても、現在、検討している段階であるが、地方自治法などの法令等の関係については、十分注意しながら検討したいと考えている。
- ⇒(3) 応答
・ 16
- ・ 自治基本条例の法的性格は、中間報告書では、条例の位置付けという項目で、まちづくりの基本として位置付けるなどの3つを方針として掲げている。
- 同上・ 17
- ・ 方針の解釈については、解説に記載のとおり、効力的に優越させるのではなく、あくまでもまちづくりの基本として捉えるべきとしており、これは、条例を尊重してまちづくりを進めることで、条例の理念等をまちづくり全体に浸透させようとするものである。
- 同上・ 18
- ・ この件も、現在検討している段階であるが、条例は、効力的に最高規範とすることはできないので、その部分は、十分注意しながら検討したいと考えている。
- (4)・ 19
- ・ 一般的に、住民自治とは、そこに住んでいる人々が関係している人たちが行うという言い方もできるが、このまちづくりは、政治が関わっているので、全ての人たちを含むわけにはいかない面があるわけで、市民の定義が果たして妥当かつ適法かという質問にお答えできるか。
- ⇒(4) 応答
・ 20
- ・ 現在、色んな形で意見を出していただいて、それをもう一度検討委員会に返して、訂正又は中間報告で示した内容でという判断をしてもらい、今のところ25年度末までには、最終報告を出していただく段階であるので、この段階では、いい悪いは出さない。
- 21
- ・ 市民の定義については、先ほど指摘した問題点を考慮しなければ、だいぶ問題のある自治基本条例になってしまいそうである。
- 22
- ・ 住民投票については、市が勝手に行ったとしても、一種の世論調査に過ぎず、法的効力を認めることはできないということを申し上げたいわけで、自治基本条例を定めて行ったからといって、法的拘束力を持たせることは、憲法あるいは地方自治法上認めることはできないということを先ほどお話ししたものである。
- 23
- ・ 結果を尊重しなければいけないというのは、確かに法律上は拘束しないかもしれないが、議員は、事実上それに拘束されるというのが大問題であり、尊重しなければいけないという文言1つ入っているだけでえらい違いである。
- 24
- ・ 法的性格についての答弁は、最高規範とする趣旨ではないということで、当然のことを話したと思う。
- 25
- ・ 後法は、前法に優位するという後法優位の原則があり、後で出来た条例が自治基本条例の内容に抵触している場合には、自治基本条例の内容が改廃されたとなるわけで、最高規範として規定すること自体も不当である。
- 26
- ・ 条例の位置付けの項目にも尊重という言葉があり、条例の趣旨を尊重しなければならないということは、事実上、市議会議員の意見もみんな拘束してしまうので、自治基本条例を進めていきたいのであれば、2箇所の尊重規定を削除することで全ては丸く収まると考える。
- 27
- ・ 自治基本条例の制定によって、市長や役人でもないのに、外国人やいわゆるプロ

市民が実質的には直接的に条例案を策定し、選挙を経た議員でもないのに、上記の市民が住民投票によって、実質的には条例を制定し、自治基本条例が最高規範だとして市議会議員の議決権を制約して、特定の少数の上記の市民が地方自治体の政治の実権を握ろうとする策の理論的中心をなすのが、この考え方である。

28 ・これは、憲法と地方自治法に違反し、先ほどとは違う内容でお話すると、第1に、憲法上は国の主権は1つで、民主党などが主張するような地域主権は認められないからである。

29 ・第2に、憲法上は、国民は主権者であるが、市民は主権者でないからである。

30 ・第3に、憲法上は、地方において、議会制民主主義、すなわち間接民主制を採用しているのであって、住民投票に法的効力を認めることができないからである。

31 ・中間報告は、誠に残念なことであるが、上記の1から3の内容を間接的にではあるが実現する内容になっており、このままでは、民主党の菅直人元首相の主張を弘前市において実現してしまうことになる。

(5)・32 ・市長が何故自治基本条例にこだわるのか、こだわっていないかもしれないが、あるいは、民主党の支持者なのかと大いなる疑念を抱いており、この点について、答えていただければと思う。

⇒(5)応答 ・議員の主張は、十分にお聞きした。中間報告に対する意見ということで、検討委員会にも伝えたいと思う。

・ 33

平成 25 年第 4 回弘前市議会定例会 一般質問 会議録概要 ③

質問件名	1 自治基本条例について。
日 時	平成 25 年 12 月 12 日 (木) 午後
場 所	弘前市役所本庁舎 議場
本概要の作成・文責	弘前市市民文化スポーツ部市民協働政策課
会議概要	
1	・まちづくりの基本方針としての条例を定めるのは、極めて重要なことで、是非とも推進すべきことであるが、制度設計を間違えると、時々々の為政者や一部の市民による恣意的な行政運営を許す可能性もある、極めて属人的な条例になる可能性もはらんでいることは念頭に置いて、今後の制定作業を進めていく必要がある。
2	・これに関し、自由民主党政務調査会が「チョット待て!! “自治基本条例”」という政策パンフレットを公表し、法律上の有権者でもない市民による住民投票の問題点や、選挙による正当性の付与がなされていない公募の市民による市民会議の問題性など、問題点を紹介している。
3	・市民、議会、行政が一緒にまちづくりを進めていく崇高な理念を掲げる一方、制度設計を間違えれば、市政の停滞を招く可能性もある自治基本条例であり、議会側も、制定に向けて真剣な議論、研究を進めていかなければならないものである。
(1)・4	・今後、弘前市自治基本条例市民検討委員会は、最終答申まで、どのような工程、カリキュラムで議論を進めていくのか。
(2)・5	・行政当局は、どのような工程で、具体的な制定作業を進めていくのか。
⇒(1)(2)	・まちづくりは、その時々の人に委ねるのではなくて、仕組みに委ねるという視点が必要であり、自治基本条例は、まちづくりの理念、仕組みとして、しっかりと
応答・6	した運用ができていくような内容にしなければならないと考えている。
⇒同上・7	・そのためにも、自治基本条例の制定は、しっかりと見える形で、議会や市民の方々と議論を重ねたいと考えているので、協力をお願いします。
⇒(1)応答	・現在、市民検討委員会では、中間報告に対する市民の意見や学生、コミュニティ
・8	といった各主体の方から聞いた意見の取りまとめを、それと並行し、執行機関では、庁内プロジェクトチームによる意見集約及び庁内各部署での確認を終え、市民検討委員会へ提出する中間報告書に対する意見のまとめ作業をしている。
⇒同上・9	・市民検討委員会に提出されたこれらの意見と、市民等からの意見を踏まえて審議し、中間報告書を修正する作業は、平成 26 年 1 月から始まるものと考えている。
⇒同上・10	・その後、審議を積み重ね、平成 26 年の 3 月を目途に、最終報告書として市長へ答申される予定である。
⇒(2)応答	・次に、条例化するまでの過程やそのスケジュールについては、市民検討委員会の
・11	最終報告書を基に、執行機関が条文化し、議員の意見を聞きながら条例素案としてまとめ、平成 26 年 8 月を目途に、市民検討委員会へ提出する。
⇒同上・12	・市民検討委員会では、最終報告書の内容が条例素案に反映されているかなどの視点で審議し、平成 26 年 9 月には、その結果が市長に答申されると考えている。
⇒同上・13	・その後は、答申を踏まえた内容で議員の意見を聞くとともに、パブリックコメントも実施し、平成 27 年第 1 回定例会で条例案を提案したいと考えている。
14	・市長の掲げる、市民との協働、そして市民主権という 2 点に極めて賛同するものであるし、現時点でも、様々な市民団体、市民との協働作業進めているところである。

- 15 ・私が所属する団体でも、たくさんの事業行い、市の行政当局とも協働し、市民のために頑張れたと思っており、今後もどんどん進めていきたいが、その基礎となるのが自治基本条例だと思うので、議会も真剣になって頑張っていきたい。
- (3)・16 ・まず、市民との協働の原則に関して、協働という言葉は、聞きなれない言葉であり、確認のために、どういう概念なのか、これをまず質問させていただく。
- ⇒(3)応答
・17 ・中間報告書では、基本原則が4点あり、その1つに協働の原則というのが記載されており、その内容は、「全ての主体は、まちづくりにおいて、相互に補完し、及び特性を尊重するとともに、それぞれの役割に応じ、協働により取り組むものとします。」とあるので、本報告書における協働の考え方になるかと思う。
- (4)・18 ・協働は、おおよそそのような感じだと思うが、行政当局としては、この協働のためにどのような政策を立てていくのか、今は1%システムというものがあるが、より進化させるために、どのような考えを持っているのかご回答願いたい。
- ⇒(4)応答
・19 ・現行のアクションプラン2013では、市民との協働を進めるという観点からいくと、1%システム、さらに浸透を図り、利用団体を増やしたい。
- ⇒同上・20 ・もう1点、まずは自治基本条例をまちづくりの基本として制定し、要は、まちづくりの理念、仕組みとしてしっかり運用できる基盤をこの条例で作った上で、今後様々な事業、仕組み、制度の展開を図っていきたいと考えている。
- 21 ・行政視察であまり褒められたものではない前例を見てしまい、ここで他市の批判をするのも何だかなと思うが、これから弘前市の自治基本条例と、その具体的な政策やっていく上では、考えておかなければだめだと思うんで。
- 22 ・それは、市民からこんな事業を実施すればいいのではないかという要望を市がすくい上げて事業計画書等を作成し、それを入札のように、市民団体にやりませんかというかたちで市民の方に戻して、何か事業を実施するような仕組みであったが、参加団体を見ると毎回見るような団体、一部の人や団体ばかりが、この事業を受注している状況であった。
- 23 ・本当にこの協働をやる時には、一部の人一部の団体じゃない、市民全般もっと広い市民を巻き込まなきゃダメだということがすごく重要で、そうでなければ、ごく一部の市民主権っていうことになってしまいかねない。
- 24 ・さらに言えば、多くの市民の方々は、毎日仕事されていて、それが本当に手一杯であったりするから、こういったまちづくりに参画するのは、すごく難しく、だからそういった一部の人々が手を挙げれば自然にそういう風になってしまうというジレンマもある。
- (5)・25 ・でもやはり、もっと広い市民を巻き込まなければダメで、これを絶対やらないと、この協働の原則、市民主権の実現はできないと思うが、この協働の原則の、市民主権のもっと広い実現というのに対して、どういう考え、あるいはアイデアがあるかお聞かせ願いたい。
- ⇒(5)応答
・26 ・議員がおっしゃるとおりであり、この自治基本条例を生かすも殺すも、どれだけの市民を巻き込んで、それが一つのうねりになって、このまちを良くしていこうという人が成長して、これが持続的に生まれてくるのか、このことに関わってくるのか、このように思っている。
- ⇒同上・27 ・中間報告においても、基本理念に位置付けるこの協働によるまちづくり、基本原則では、市はまちづくりに参加し易い環境づくりに努めるというふうにされているが、この条例に基づくまちづくりを進めることで、自ずと協働が図られていくというようなものにしていかなければならない。
- ⇒同上・28 ・逆に言うと、そこに魂を吹き込むような様々なアイデアなり、そういった仕組

- みをビルトインしていかなければならない、そういう意味で、この作ったものをいかに市民に対して周知できるかどうか、ここにかかってくると思っている。
- ⇒同上・29
- ・その他にも、例えば執行機関がまちづくりへの参加をただ待つということではなく、まず打って出ると、そして様々なかたちで露出して、そこでいろんな市民を巻き込むような、まちにでて、いろんな議論をして、そしてそういう人々をたくさん作っていくというような状況を作り上げていく、そういうことに意を用いるような条例でなければならない、それが協働の基礎になると思っている。
- 30
- ・我々も、私も若者の一人として、その協働の中にしっかり参画して、頑張っていきたいと思っているところであり、この市民一般への周知、これだけは本当にお願いしたいところである。
- 31
- ・協働の原則、これに関しては、自治基本条例のしっかり推進していく一面であるが、実はこの基本条例に関しては、問題だと思える点が2か所ほどあり、そのうちの1箇所は、住民投票の項目である。
- 32
- ・住民投票に関しては、他の議員がしっかり質問されていたので、今回、質問しないで、最も問題が潜んでいると思う1点「この条例の実効性の確保」について、議論を深めていきたい。
- (6)・33
- ・この条例の実効性の確保をするために、市の附属機関として審議会や、その他の合議制の機関をおくとなっているが、この審議会、その他の合議制の機関というのは、具体的にはどういったものを想定しているのか。
- ⇒(6) 応答
- ・中間報告の内容について、庁内のプロジェクトチームもあり、この条例の実効性の確保の部分を含めて、今色々な角度から検討を加えているという状況である。
- ・34
- 35
- ・この審議会、合議制の機関というのは、条例と各種計画との整合性、条例の見直し、そしてその他、必要と認めるときは市長に意見を述べるができるということで、これいろいろ見てみると、市議会の役割なのではないかと思う。
- 36
- ・しかも、少なくとも年1回開くものとするを書いてあるので、事実上、通年でいつでも市長に対しても申すことができるというすごく強力な権限を持つ委員会機関に事実上なってしまうのではないかと思う。
- 37
- ・これは条例の中で定めているので、この審議会には、法律上の権限はないが、市民から選ばれた委員会が、市長にこれはやってはいけないという意見を述べていいとなると、やはり事実上の拘束力を持つてくるものと思う。
- 38
- ・以前、これは正直、オンブズマン制ではないかと言ったが、オンブズマン制度よりもずっと強力な、多岐にわたる内容に関する機関なので、下手すると大変な市政の停滞を招いてしまう機関であると思う。
- (7)・39
- ・これは議会の役割であり、これ屋上屋を架すようなものになると思うが、この議会の役割をないがしろにするような機関、審議機関というものの存在に対して、どのような考えお持ちかお答え願う。
- ⇒(7) 応答
- ・中間報告では、条例の実効性を確保するための審議会で、自治基本条例に関する事項について意見を述べるができるとし、その意見は、市政一般ということではなく、自治基本条例との整合性の審議過程で、条例の運用に関することなどに、改善点があったときのことを想定したものと考えているので、議会は、法に付与された権能があるので、自ずとこの審議会とは異なるものと考えている。
- ・40
- 41
- ・自治基本条例は、市政一般のルールで、それに関わる事項といえば事実上、市政一般にわたってしまうので、自治基本条例の項目に関してであるから市政一般ではないという話は、はっきり言うとしたらただの詭弁で、今後、市民検討会議でしっかりと議論していただきたいと思う。

- 42 ・ 中間報告の「評価」という項目で、行政当局はこの自治基本条例に基づいた行政運営がなされているかについて、まず自己評価をするというような項目があり、この評価を議会にかければ、別にこんな第三者委員会みたいなものを設ける必要がないわけである。
- 43 ・ 自治基本条例の見直しに関してであるため、自らの根拠法規についても自分たちで見直すことができるとか、議論することができるというので、本当にとんでもない機関になりかねない。
- (8)・44 ・ 委員を公募して採用するとあるが、事実上のすごい権限を持っている委員会に、単に公募だけで委員を募っているのか疑問持っており、公募して市民が応募して委員会作り、それでこの執行した事業はだめとなると、どこにこの委員会の民主的正当性を付与するのかと、そういった過程が全くないが、この公募の正当性について、どのようにお考えなのか回答を願う。
- ⇒(8)応答
・45 ・ 現在、市の様々な検討委員会等に公募委員を募集して、委嘱、辞令を交付しており、そういう意味では、学識経験のある方、関係団体の機関から選んで入ってもらうということもあるが、一つのルールとして、公募で意欲のある市民から適任な方を選任すると、これはこの審議会でも同じ考え方で臨みたいと思う。
- 46 ・ 市民一般にこの条例の理念が広まっていないと、応募してくる市民は、ごく一部の市民で、色々な考え方に隔たりを持っていたり、偏りがあつたりする市民だけが応募してきて、行政一般に対するとんでもない発言などをするといった不具合が発生しかねない。
- 47 ・ だからこそ、オンブズマンというのは、東欧諸国においても、議会の選任を持って活動しているし、監査委員というすごい権限を持っている委員は、議会で承認をとる。
- 48 ・ だから、こういった行政の在り方に対して監査ができる機関は、どうしても必要だというのであれば、選挙を経て民主的な正当性を付与されているのは、市長と、市議会の2者だけなので、しっかりと議会に対して、その選任した委員の承認を得るという項目を入れ込んでいただきたい。
- 49 ・ これがダメだったんだったら、この条例の実効性の確保というのは、削除すべきではないかと思うくらい、運用の仕方によっては、危険性をはらんでいる項目があるので、これに関してはしっかりと深い議論を今後進めていただきたいと思う。

中間報告書に対する意見
(執行機関の意見)

○ 意見No. 1

(1) 箇所 【1頁】 I 自治基本条例の必要性 2 その理由

(2) 意見

下から2行目の「人によって」という部分及びなぜ条例で定めるのかということについて、既に弘前市自治基本条例市民検討委員会（以下「市民検討委員会」という。）において議論した結果を具体的な内容で加えて、自治基本条例に関する報告書の意義を明確にしてはどうか。

(3) 修正案

旧	その協働によるまちづくりを継続的に実践していくためには、 人によって 左右されないまちづくりの指針となるものが必要であると思うためであります。
新	その協働によるまちづくりを継続的に実践していくためには、 首長の考え方に 左右されないまちづくりの指針となるものが必要であると思うためであります。 また、その内容を変更する際は、しっかりとした議論を経る必要があることから、議会の議決を要する条例で定める必要があると思います。

○ 意見No. 2

(1) 箇所 【2頁】 II 条例の題名、体系等 1 題名《方針》

(2) 意見

まちづくりにおいて重要視している「協働」を題名に使用する考え方もあるが、条例の内容を端的に、かつ、柔らかく表現する題名として、修正案に記載の案も考えられる。

(3) 修正案

旧	当市のまちづくりの理念や役割、仕組みなどを定める条例の題名は、「 弘前市協働によるまちづくり基本条例 」とします。
新	当市のまちづくりの理念や役割、仕組みなどを定める条例の題名は、「 弘前市みんなでまちづくり基本条例 」とします。

○ 意見No. 3

(1) 箇所 【5頁】 III 自治基本条例に盛り込むべき項目及びその内容 1 前文（この条例の前文の例）

(2) 意見

中間報告書に記載の前文は、あくまでも例（イメージ）ではあるが、条例に親しみやすくするとともに、前文の記載内容をイメージし易いものとするために、（この条例の前文の例）の1～2行目にある「歴史・文化資源」及び「緑豊かな自然環境」という部分に、具体的なものを盛り込んではどうか。

(3) 修正案

旧	弘前市は、歴史・文化資源を数多く有するとともに、緑豊かな自然環境に恵まれています。
新	弘前市は、 藩政時代のたたずまいを残す寺院街や伝統的建造物のほか、明治・大正期の洋風建築などの歴史・文化資源を数多く有するとともに、青森県最高峰の秀峰「岩木山」を代表とする 緑豊かな自然環境に恵まれています。

○ 意見No.4

(1) 箇所 【8頁】Ⅲ2 総則 (2) 定義<解説>

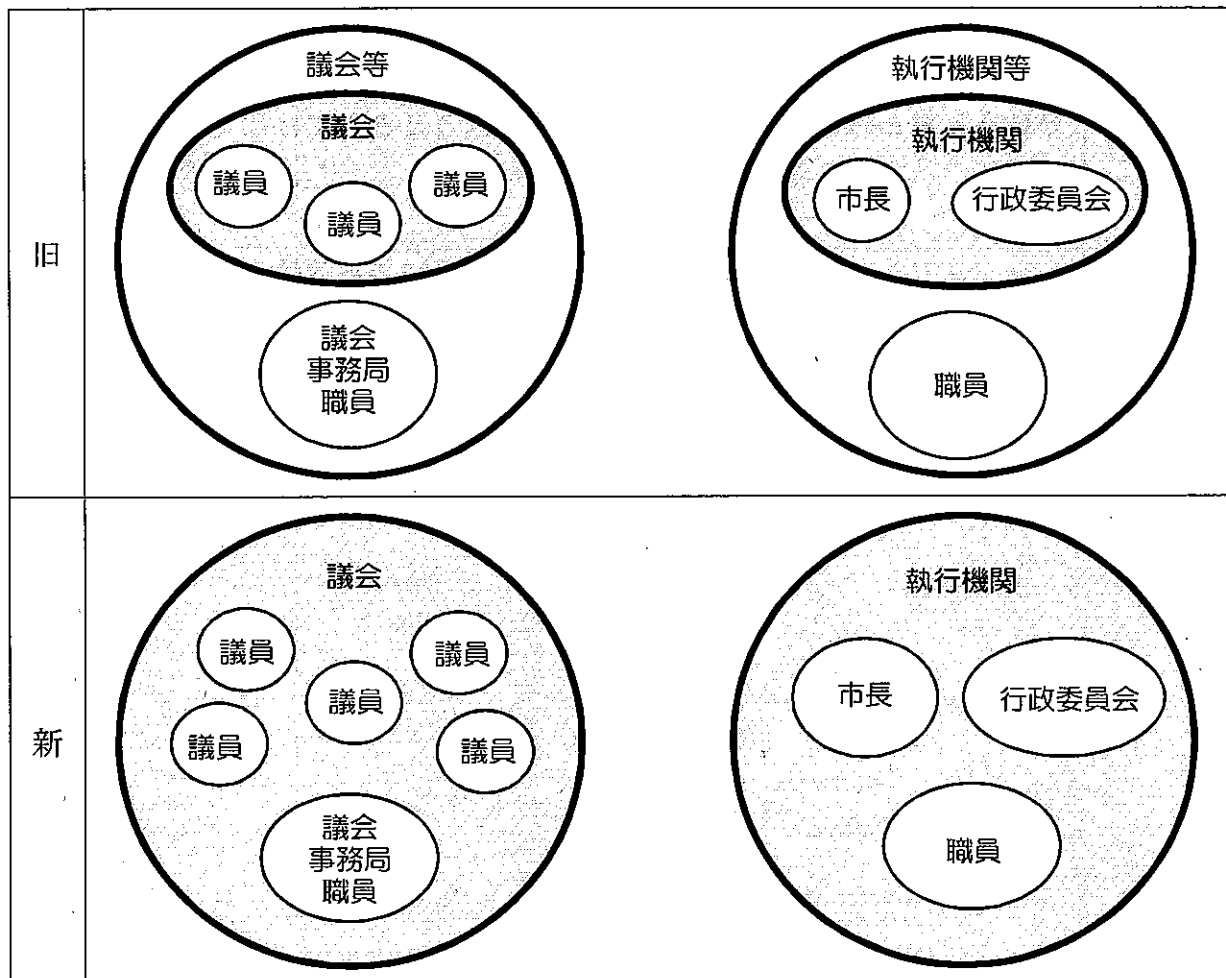
(2) 意見

議会事務局職員については、議会から独立した主体として位置付けて、当該職員を含める場合には、「議会等」としているが、議会の役割を果たすための補助職員であり、議員と一体となって業務の遂行に当たっていることから、当該職員も含めて「議会」とし、議会の一部で下支えする位置付けとしてはどうか。

その場合、議会事務局職員は、独立して責任を有する主体とはならないが、議会の一部として固有の役割を有すると捉えて、中間報告書20頁に定める当該職員の役割は、中間報告書記載のとおり定めても問題ないと考える。

(※ 執行機関の職員についても、同様に考えます。)

(3) 修正案



※ その他、用語の整理が必要な箇所

○ 意見No.5

(1) 箇所 【9頁】Ⅲ 2 (3) 条例の位置付け《方針》ウ

(2) 意見

「この条例の趣旨を尊重しなければならない」という表現は、強く拘束し、最高規範性を疑わせやすいものであるため、まちづくりの基本という位置付けとより整合が図られる表現としてはどうか。

(3) 修正案

旧	ウ 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃、各種計画の策定及び変更等に当たり、この条例の趣旨を 尊重しなければならない ものとします。
新	ウ 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃、各種計画の策定及び変更等に当たり、この条例の趣旨を 尊重する ものとします。

○ 意見No.6

(1) 箇所 【9頁】Ⅲ 2 (3) 条例の位置付け<解説> a

(2) 意見

解説 a において、自治体の憲法や最高規範といった他の自治体における位置付けについても記載しており、それが当市における条例の位置付けという誤解が生じる可能性があることから、当市で制定しようとする条例は、最高規範にはしないということを解説部分で明確にしてはどうか。

(3) 修正案

旧	自治基本条例は、 一般的に自治体の憲法、まちづくりの最高規範となるものであると言われて いますが、効力的に優越させるのではなく、あくまでもまちづくりの基本的な設計図、基本となるものとしてとらえるべきであると考えます。
新	自治基本条例を 最高規範として位置付けている自治体も見受けられますが、当市で制定しようとする条例は、効力的に優越させるのではなく、あくまでもまちづくりの基本的な設計図、基本となるものとしてとらえるべきである と考えます。

○ 意見No.7

(1) 箇所 【11頁】Ⅲ2(5) 基本原則《方針》④

(2) 意見

1文で記載することにより、分かりづらく感じるため、3つの内容に分けて記載するとともに、同《方針》④の最後の行の「そのための」を明記して、分かり易くしてはどうか。

(3) 修正案

旧	<p>④ 参加・環境づくりの原則</p> <p>市民等にあつては、それぞれの環境に応じ、主体的にまちづくりに参加するように努め、市にあつては、まちづくりに参加する機会を設けるとともに、それに参加し易い環境づくりに努め、執行機関にあつては、必要に応じ、そのための支援を行うものとします。</p>
新	<p>④ 参加・環境づくりの原則</p> <p>参加・環境づくりの原則にあつては、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民等は、それぞれの環境に応じ、主体的にまちづくりに参加するように努めます。 ○ 市は、まちづくりに参加する機会を設けるとともに、それに参加し易い環境づくりに努めます。 ○ 執行機関は、必要に応じ、市民等が主体的にまちづくりに参加するための支援を行うものとします。

○ 意見No.8

(1) 箇所 【13頁】Ⅲ3 主体とその役割等 (1) 主体《方針》ア③ 子ども

(2) 意見

「小中高生」という表現は、用語としてないため、法律の表現も意識しながら、分かり易く、的確な表現としてはどうか。

(3) 修正案

旧	③ 子ども 市内に居住する 小中高生
新	③ 子ども 市内に居住する 者であつて、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）に在籍する児童又は中学校若しくは高等学校に在籍する生徒（中等教育学校及び特別支援学校の中学部又は高等部に在籍する生徒を含む。）

○ 意見No. 9

(1) 箇所 【13頁】Ⅲ3(1) 主体<解説> c

(2) 意見

学生という主体については、特例として、市外から通う学生も含めているが、そういった学生も含めて、当市の特性である学生には、まちづくりの主体として加わり、個性を発揮して欲しいという市民検討委員会の思いを<解説>に記載して、他の主体の範囲と異なる理由を明確にしてはどうか。

(3) 修正案

旧	学生は、弘前の特性であり、まちづくりの主体として大いに期待できるため、主体として位置付けています。
新	<p>市内外から通う学生の多さは、当市の特性であるとともに、学生自体、若く、各自様々な専門分野で学んでいるなど、多様な力を秘めており、特に個性的な主体であると考えます。</p> <p>それらのことから、学生は、積極的にまちづくりにかかわって欲しいという期待を込め、市外から通う学生も含めて、主体として位置付けています。</p>

○ 意見No. 10

(1) 箇所 【15頁】Ⅲ3(2) 主体の役割等 ア 市民の役割等<方針>③

(2) 意見

市民は、確かに安心安全に地域で暮らしていける権利を有するが、協働によるまちづくりを進める上では、<解説> dにも記載のとおり、そのような環境を自らつくるといった役割の方が大きいと思うので、補完性の原理に基づき、まずは市民自らが主体的に取り組んでもらうための内容を役割として記載してはどうか。

(3) 修正案

旧	③ 安心安全に地域で暮らしていける権利を有すること。
新	③ 地域において安心安全に暮らしていけるように、まずは自らがその環境づくりに取り組むよう努めること。

※ その他、項目名（市民の役割等）及び<解説> dの修正が必要

○ 意見No.1 1

(1) 箇所 【17頁】Ⅲ3(2)ウ 子どもの権利《方針》

(2) 意見

現在のまちづくりにおいては、子どもから直接意見を求める機会も増えているところであるが、子どもを主体として位置付けるからには、権利だけではなく、そういった既に担っている役割についても併せて記載してはどうか。

(3) 修正案

旧	子どもは、将来のまちづくりの担い手として、まちづくりに参加する権利を有し、その機会を通じて、まちへの愛着心及び主体的に考える力を育む権利を有するものとします。
新	子どもは、将来にわたりまちづくりの担い手となることから、次に掲げる役割等を有するものとします。 ① できる限りまちづくりにかかわり、その経験を積むこと。 ② まちづくりに参加する権利 ③ まちへの愛着心及び主体的に考える力を育む機会を与えられる権利

※ その他、項目名（子どもの権利）の修正が必要

○ 意見No.1 2

(1) 箇所 【19頁】Ⅲ3(2)オ 事業者の役割＜解説＞b

(2) 意見

「物資提供」という表現を用いると、事業者に対して、無償提供を求めるなど、過度の負担を与えるといった誤解を招くおそれがあることから、《方針》②の意味する内容を的確に表現する用語に修正してはどうか。

(3) 修正案

旧	危機管理に関係した大量の物資提供など、市民に安心感をもたらす役割も担っていると考えます。
新	災害時における物資の確保等についての協力あつ旋など、市民に安心感をもたらす役割も担っていると考えます。

○ 意見No.13

(1) 箇所 【20頁】Ⅲ3(2)カ 議会等の役割《方針》カー1②～カー2⑤

(2) 意見

ア 《方針》カー1②の政策提案及び議案提出権は、議会の各委員会及び議員が有する権利であるが、いずれもその行使の始まりは、個々の議員であるため、議会の役割として記載するのではなく、議員の役割として記載してはどうか。

イ 《方針》カー1②及び同③では、「〇〇権を行使する」という表現を用いているが、その表現は、特に理由ない場合でもその行使を義務付けるような誤解を招くおそれがあるため、そういった誤解を与えず、かつ、柔らかい表現の用語に修正してはどうか。

ウ 《方針》カー2⑤の「まち全体の発展」という表現は、市内の一部地域を指すものとして、誤解を招くおそれがあることから、市内全域を的確に表現する用語に修正してはどうか。

(3) 修正案

旧	<p>カー1 議会の役割は、次のとおりとします。</p> <p>① 審議・議決機関としての機能を果たすこと。</p> <p>② 政策提案及び議案提出権を行使すること。</p> <p>③ ①、②に定めるもののほか、法令等に定められている権限を行使すること。</p> <p>④ 議会の活動内容を市民等に対して、積極的に情報提供し、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営キ 説明責任《方針》②に規定する説明責任を果たすこと。</p> <p>カー2 議員の役割は、次のとおりとします。</p> <p>⑤ まち全体の発展を考え、そのための活動をすること。</p> <p>⑥ 議案の賛否を明らかにし、その理由を説明すること。</p>
新	<p>カー1 議会の役割は、次のとおりとします。</p> <p>① 審議・議決機関としての機能を果たすこと。</p> <p>② ①に定めるもののほか、法令等に基づき行うことができる行為を有効に活用すること。</p> <p>③ 議会の活動内容を市民等に対して、積極的に情報提供し、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営キ 説明責任《方針》②に規定する説明責任を果たすこと。</p> <p>カー2 議員の役割は、次のとおりとします。</p> <p>④ 市全体の発展を考え、そのための活動をすること。</p> <p>⑤ 政策の提案及び議案の提出を行うこと。</p> <p>⑥ 議案の賛否を明らかにし、その理由を説明すること。</p>

※ 《方針》の繰り上げ、用語の修正に伴い、＜解説＞部分で修正が必要な箇所有

○ 意見No.14

(1) 箇所 【22頁】Ⅲ3(2)キ 執行機関等の役割《方針》キ-1④

(2) 意見

ア 「分かり易い組織とすること。」は、他の役割の内容と比べ、具体的なものであることから、役割ではなく、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営へ移管することもできると思うがどうか。

イ 「分かり易い」という部分については、組織の名称、各部署の事務分担等様々あるが、とにかく市民の立場で分かり易いものという思いをより明確に表現してはどうか。

(3) 修正案

ア (2)意見アに係るもの

旧	3 主体とその役割等 (2) 主体の役割等 キ 執行機関の役割《方針》 キ-1 ④ 分かり易い組織とすること。
新	3 主体とその役割等 (2) 主体の役割等 キ 執行機関の役割《方針》 キ-1 (④を削除し、同キ-2⑤を同④とする。) 5 まちづくりの仕組み (1) 行政運営 (「エ 意見、要望、苦情等への応答義務」以下の項目を繰り下げ、新たに「エ 執行機関の組織」を加え、執行機関の役割《方針》キ-1④の内容を方針とする。)

※ 《方針》の削除、項目の新設等に伴い、修正が必要な箇所有

イ (2)意見イに係るもの

旧	④ 分かり易い組織とすること。
新	④ 市民にとって 分かり易い組織とすること。

○ 意見No.15

(1) 箇所 【24頁】Ⅲ4 協働の推進《方針》

(2) 意見

《方針》の内容をより分かり易いものとするため、《方針》の「仕組みに取り組む」という部分を修正してはどうか。

(3) 修正案

旧	市民等、議会等及び執行機関等は、協働のあり方を具体化したまちづくりの 仕組みに取り組むに当たっては、その 仕組みを形式的に用いるだけでなく、2 総則(4) 基本理念等に定める協働の趣旨を十分に認識し、及び尊重するよう努めるものとします。
新	市民等、議会等及び執行機関等は、協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みを形式的に用いるだけでなく、2 総則(4) 基本理念等に定める協働の趣旨を十分に認識し、及び尊重するよう努めるものとします。

○ 意見No.1 6

(1) 箇所 【25頁】Ⅲ5 まちづくりの仕組み (1) 行政運営 ア 総合計画<解説> a

(2) 意見

自治基本条例は、まちづくりの仕組みであり、総合計画の内容や個別の事業内容までも拘束するものではないが、解説部分において、そのことをより明確にしてはどうか。

(3) 修正案

旧	総合計画（基本構想）は、平成23年の地方自治法の一部改正に伴い、その策定義務がなくなりましたが、当市の将来像を示すものであり、 市長の改選等に左右されない、一貫したまちづくりを進める意味からも 非常に重要なものであることから、今後も策定すべきと考えます。
新	総合計画（基本構想）は、平成23年の地方自治法の一部改正に伴い、その策定義務がなくなりましたが、当市の将来像を示すものであり、 まちづくりを進める上で 非常に重要なものであることから、今後も策定すべきと考えます。

○ 意見No.1 7

(1) 箇所 【26頁】Ⅲ5 (1)イ 財政運営<方針>②及び③

(2) 意見

ア <方針>②及び③の主語は、いずれも執行機関としているが、財務に関する権限は、首長に専属するものであるため、主語をそのように修正してはどうか。

イ <方針>③の財政状況の公表については、キ 説明責任<方針>①の内容と重複するが、その内容をより具体的にしたもののが<方針>③の内容であるという整理をしていることを<解説>cの部分で明確にしてはどうか。

(3) 修正案

ア (2)意見アに係るもの

旧	② 執行機関 は、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するため、中期的な財政収支の推計を示す計画を作成し、それに基づき限られた財源の効率的な運用を図るなど、健全な財政運営を維持しなければならないものとします。 ③ 執行機関 は、予算及び決算の要領、歳入歳出予算の執行状況並びに財産の現在高その他財政状況について、市民にとって分かり易い内容で公表しなければならないものとします。
新	② 市長 は、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するため、中期的な財政収支の推計を示す計画を作成し、それに基づき限られた財源の効率的な運用を図るなど、健全な財政運営を維持しなければならないものとします。 ③ 市長 は、予算及び決算の要領、歳入歳出予算の執行状況並びに財産の現在高その他財政状況について、市民にとって分かり易い内容で公表しなければならないものとします。

イ (2)意見イに係るもの

旧	<p>予算、決算、財産等の財政状況は、自発的に、分かり易く公表すべきですが、「分かり易い」は、「その内容について不得手な方が分かり易いように基本的な情報も添えて」という意味と「関心がある人が分かり易いように必要な情報に整理して」という意味があります。</p> <p>また、行政の視点と市民の視点も違うので、例えば、予算については、その事業の目的や期待する成果も含めて公表するなど、市民にとって分かり易いということが特に重要であると考えます。</p>
新	<p>予算、決算、財産等の財政状況は、自発的に、分かり易く公表すべきですが、「分かり易い」は、「その内容について不得手な方が分かり易いように基本的な情報も添えて」という意味と「関心がある人が分かり易いように必要な情報に整理して」という意味があります。</p> <p>また、行政の視点と市民の視点も違うので、例えば、予算については、その事業の目的や期待する成果も含めて公表するなど、市民にとって分かり易いということが特に重要であると考えます。</p> <p>なお、この<方針>③の内容は、3 主体とその役割等(2) 主体の役割等キ説明責任<方針>①の内容と一部重複しておりますが、同①の内容をより具体的に表記したものであります。</p>

○ 意見No.18

(1) 箇所 【30頁】Ⅲ5(1)エ 意見、要望、苦情等への応答義務<方針>

(2) 意見

この項目の内容は、執行機関に限定したものとなっているが、議会に対する請願、陳情、要望等への対応を含め、様々な議会活動においてもそれと同様の応答が求められるため、主語に議会を加えてはどうか。

(3) 修正案

旧	<p>執行機関は、市政に関する意見、要望、苦情等の応答に当たっては、速やかに事実関係を調査し、誠実に受け答えするなど、誠意を持って臨まなければならないものとします。</p>
新	<p>市は、市政に関する意見、要望、苦情等の応答に当たっては、速やかに事実関係を調査し、誠実に受け答えするなど、誠意を持って臨まなければならないものとします。</p>

○ 意見No.19

(1) 箇所 【31頁】Ⅲ5(1)オ 危機管理体制の確立<方針>

(2) 意見

災害対策基本法及び国民保護法、さらには、地方自治法においても、生命・身体・財産（生命、身体又は財産）の3つで表現しているため、それらの3つを表記してはどうか。

(3) 修正案

旧	市は、市民の 生命と財産 を守るため～
新	市は、市民の 生命、身体及び財産 を守るため～

※ 【22頁】Ⅲ3(2)キ 執行機関等の役割《方針》①も同様

○ 意見No.20

(1) 箇所 【31頁】Ⅲ5(1)オ 危機管理体制の確立《方針》

(2) 意見

東日本大震災以来、市民の自助・共助の重要性が高まっているため、市と市民等・関係機関との連携だけではなく、市民が互いに協力・連携して取り組むような内容を盛り込んではどうか。

(3) 修正案

旧	市は、市民の 生命と財産 を守るため、市民等及び関係機関と連携し、災害等に対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとします。
新	① 市は、市民の 生命、身体及び財産 を守るため、市民等及び関係機関と連携し、災害等に対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとします。 ② 市民は、自らの生命、身体及び財産を守るため、日頃から安全確保に努めるとともに、市民相互の連携・協力体制の充実を図るよう努めるものとします。

○ 意見No.21

(1) 箇所 【25頁以降】Ⅲ5(1) 行政運営

(2) 意見

まちづくりの仕組みは、主に行政が対象となるものではあるが、盛り込んでいる項目数が多く、条例に規定する真に重要なものが薄れているような感じも見受けられるため、条例に盛り込むべき項目について、再度精査してはどうか。

併せて、市以外の主体が対象となるもの（コミュニティ：団体間の連携、市民：町会の加入等）を加え、市民・議会・執行機関の協働、市民主体ということがより感じられるものとしてはどうか。

(3) 修正案 一

○ 意見No.22

(1) 箇所 【40頁】Ⅲ5(2) 住民投票《方針》

(2) 意見

中間報告書に記載している住民投票の内容は、様々な点で誤解を与えかねない内容であるため、よりの確な表現にしてはどうか。

(3) 修正案

旧	《方針》 ア 市は、市政に関する重要事項について、直接、 住民 の意見を確認するため、 住民投票を実施 することができるものとします。
---	--

	<p>イ 市民及び市は、アの規定により住民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならないものとします。</p> <p>ウ ア及びイに定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めるものとします。</p>
新	<p>《方針》</p> <p>ア 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（ウの条例で定める者をいいます。）の意見を確認するため、住民投票に係る条例案を議会に提出することができるものとします。</p> <p>イ 市は、住民投票の結果を尊重するものとします。</p> <p>ウ ア及びイに定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めるものとします。</p>

○ 意見No.23

(1) 箇所 【45頁】Ⅲ6 この条例の実効性の確保《方針》オ

(2) 意見

方針オの記載は、全ての委員を公募によらなければならないといった誤解を招く可能性があるため、あくまでもその一部の委員を公募により選任して、市民参加により進めるという趣旨を明確にしてはどうか。

(3) 修正案

旧	<p>オ 市長は、審議会の委員の選任に当たっては、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営サ 附属機関の運営《方針》①の規定にかかわらず、公募を実施しなければならないものとします。</p>
新	<p>オ 市長は、5 まちづくりの仕組み(1) 行政運営サ 附属機関の運営《方針》①の規定にかかわらず、原則として審議会の委員の一部を公募により選任しなければならないものとします。</p>

